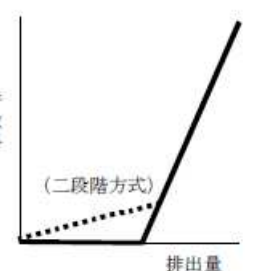


1 家庭ごみの有料化の仕組みについて

家庭ごみの有料化の仕組みは、単純従量制と超過量有料制（二段階方式等複数の変形方式がある）があります。

両者には長所・短所がありますが、超過量有料制は一定量までの把握の技術的な問題や作業負担の大きさ、無料配布の範囲がごみ減量への誘導の範囲を超えた枚数にならざるを得ないなどにより、最近は単純従量制を採用する都市が多くなっています。

	単純従量制	超過量有料制
タイプ		
仕組み	○ごみの排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式。 一般的には、ごみ処理手数料が上乗せされた有料指定ごみ袋を小売店等で購入。	○ごみの排出量が一定量となるまでは無料（※二段階方式では低額の負担）であり、一定量を超えると排出量に応じてごみ処理費用の一定割合を比例的に負担する方式。 一般的に、無料（または低額負担）の範囲は、可燃ごみで年間100～150枚（排出世帯数により異なる）。また、一定量を超えた場合は有料指定ごみ袋を小売店等で購入。
主な特徴	〔仕組みの分かりやすさ〕 ○ごみを多く排出するほど、ごみ袋を多く購入する単純なシステムで市民に仕組みが分かりやすい。 〔ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果〕 ○経済的動機付け（インセンティブ）によるごみ減量意識や行動への誘導が期待できる。 ○ごみ排出量の多少に関わらず手数料負担が発生するため、減量効果は超過量有料制に比べて大きいと言われている。 〔負担の公平性〕 ○ごみを多く出す人ほど金銭的負担が大きくなるため、負担の公平性が図れる。 〔制度の運営に要する事務経費〕 ○有料指定袋の制作、指定袋の流通・管理、指定袋販売委託料等、有料指定袋制度運営のための一定額の事務経費が発生する。 ○一定枚数の指定袋の市民への配布等、超過量有料制に比べて余分な事務経費は発生しない。 〔手数料収入〕 ○超過量有料制に比べて大きな手数料収入が得られる。	〔仕組みの分かりやすさ〕 ○指定ごみ袋を市民が入手する方法として、無料配布分と有料購入分の2つがあり、単純従量制に比べて仕組みが複雑。しかし、ごみの減量に積極的に取り組む市民にとって、無料配布枚数以下であればごみ処理費用の負担はなく、理念的には優れた仕組みである。しかし、現実的には以下のような問題をかかえている。 〔ごみ減量意識や行動への誘導、減量効果〕 ○経済的動機付け（インセンティブ）によるごみ減量意識や行動への誘導が期待できる。 ○一定枚数までは無料であり（二段階方式は除く）、さらに、一定枚数が通常多めに配布されるため、減量行動への動機付けが働かず、減量効果は発揮しにくいと言われている。 〔負担の公平性〕 ○一定枚数までは無料であり（二段階方式は除く）、さらに、一定枚数が通常多めに配布されるため、その範囲内では、負担の公平性は図られないと言われている。 〔制度の運営に要する事務経費〕 ○有料指定袋の制作（無料分、有料分）、指定袋の流通・管理、販売手数料等に加えて、一定枚数の無料の指定袋の市民への配布、そのための保管等の超過量有料制の有料指定袋制度運営のための事務経費が上乗せされ、単純従量制に比べて多くの事務経費を要する。 〔手数料収入〕 ○指定ごみ袋の無料配布分のウェイトが大きく、単純従量制に比べて手数料収入は少ない。
実施市	福岡市（H17.10）、京都市（H18.10） 仙台市（H20.10）、札幌市（H21.7） 等	高山市（H4.4）、河内長野市（H8.2）等 ※（ ）内有料化開始年月

（出典）「家庭ごみの有料化について答申素案（案）」（大津市廃棄物減量等推進審議会）資料を一部修正

第3回八尾市廃棄物減量等推進審議会(H25. 1. 24) (資料No. 7)

全国市区町村の有料化実施状況(2012年10月現在)

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	811	438	54.0 %
町	747	512	68.5%
村	184	119	64.7%
市区町村	1742	1069	61.4%

出典: 山谷氏(東洋大)調査結果(ホームページ)から

全国の料金体系別家庭ごみ有料化導入状況(2011年4月現在)

	都市(市区)数	割合
有料化導入都市(市区)	434	100.0%
単純従量制	405	93.3%
超過量有料制	29	6.7%

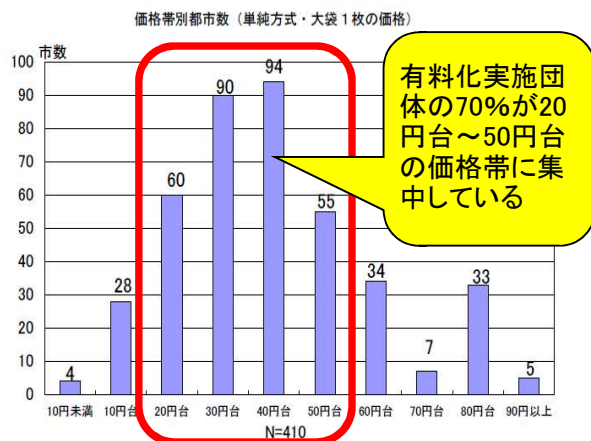
出典: 全国都市家庭ごみ有料化実施状況(2011年4月現在) 山谷氏(東洋大)調査結果から

なぜ、他都市は超過量有料制ではなく単純従量制を採用するのか・・・

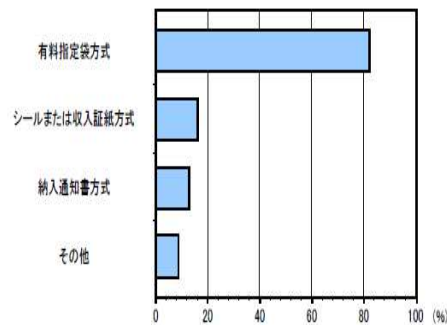
- 排出量が多くなるほど費用負担が大きくなるという分かりやすさと、排出量に応じた費用負担の公平化が図れる
 - ごみの多少に関わらず手数料負担が発生するため、超過量有料制に比べて減量効果は大きいといわれる
- ⇒排出量の減少イコール費用負担の減少との考えから、ごみを減らそうとする市民意識の向上につながる

また、手数料の価格帯及びごみ処理料金の徴収方法は下記のとおりとなっております。

全国のごみ処理料金の徴収方法の状況



注) 2012年10月現在。



※家庭系一般ごみの処理を有料化している52都市の回答

(出典)「ごみ処理の有料化に係る調査」(社)全国都市清掃会議 H15.3)

【シール方式と指定袋方式の比較】

	シール制	指定袋制
導入都市の例	導入都市はそれほど多くはない (大阪府内) 南河内環境事業組合構成市町村(富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村) * 3市2町1村は超過量有料制(無料シール配布→有料シール購入)	多数の都市 (大阪府内) 岸和田市、池田市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町
メリット	・レジ袋等の袋が使用可能 ・市や自治会が配布する場合、軽く・コンパクトで保管費用や労力が軽減される	・袋の大きさと対応したごみ処理手数料の徴収ができる ・収集時に容易に有料袋と見分けられ作業効率が低下しない
デメリット	・大きさ別の手数料が取りにくい(大きさ別料金を定めても45%の袋に45%のごみ処理券が貼られるとは限らない) ・ごみ処理券をはがして他で使用される恐れがある ・ごみ処理券を貼ってあるか否か判別しづらく、作業効率が低下する	・定められた袋以外は使用できない ・市や自治会が配布する場合、重く、嵩張るため保管費用や労力がかかる

2 家庭ごみ有料化の他市事例の紹介

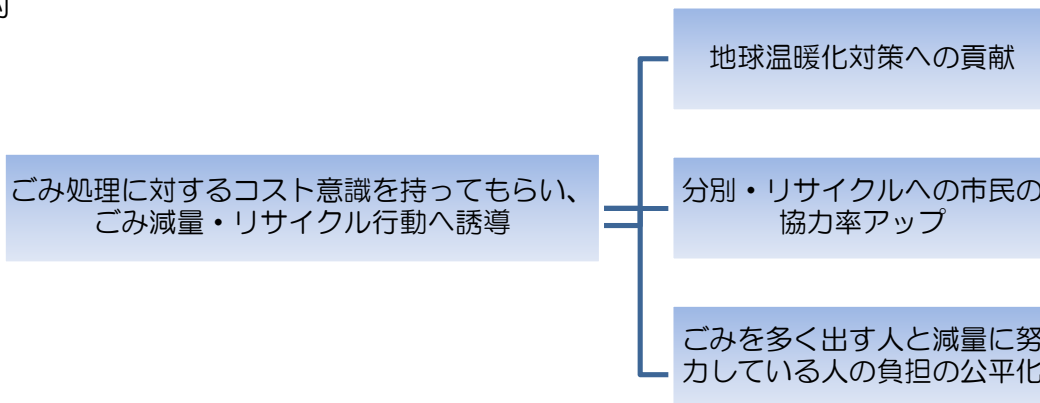
1. 単純従量制を導入した自治体

【事例1】 京都市（平成18年10月1日導入）

人口 147万人
世帯数 68万世帯

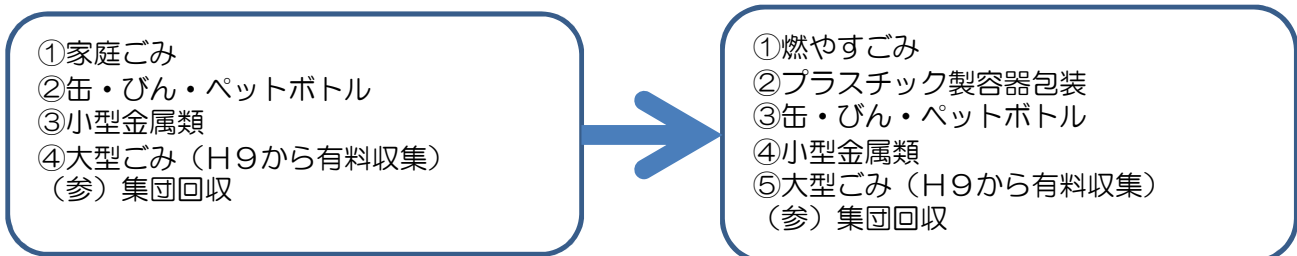
（平成22年国勢調査人口）

● 導入目的



※「家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入に向けた基本方針」から

● 導入前・導入後の収集体制



※ 導入後、プラスチック製容器包装の分別収集開始・電動式生ごみ処理機等の購入助成実施

● 導入までの経緯

平成16年5月	廃棄物減量等推進審議会に対し「指定袋制導入の具体的なあり方」を諮問
平成17年8月	同審議会が「指定袋制導入の具体的なあり方」を答申
	○定期収集ごみへの従量制の導入
	・30ℓ指定袋1枚20～40円
	・半透明（プライバシーに考慮）
	・大きさは10～45ℓの3タイプ
	○資源ごみに対する従量制の導入
	・リサイクル推進のため定期収集ごみより安価に設定
	・透明袋（異物混入防止）
	・大きさは10～45ℓの2タイプ
	○導入に当たっての留意点

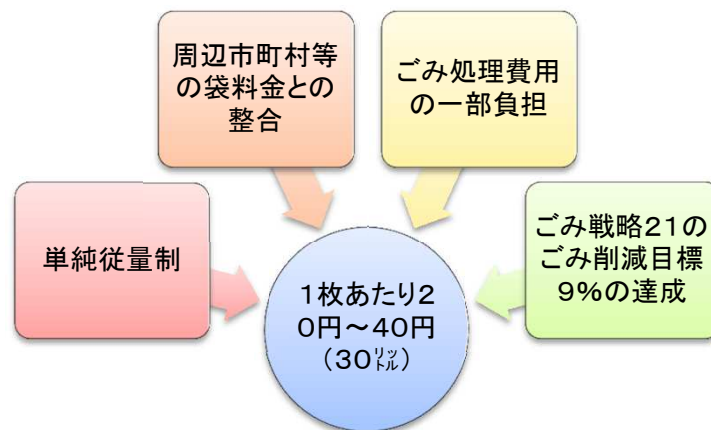
	・市民の理解と協力の確保…説明会の実施等 ・手数料収入の運用方法…透明性の確保と3R施策へ特化した活用 ・指定袋制と合わせて導入が望ましい施策…分別収集拡充等ごみ減量の機会を拡大する施策 ・ごみ処理・リサイクルの効率化 ・ごみ減量効果等の把握（モニタリング） ・不法投棄対策 ・事業系ごみ対策 ・その他（ステーションの管理体制、指定袋の流通システムの整備、マンション等集合住宅対策等）
平成17年10月	指定袋制導入についての基本方針を公表 各小学校区で市民意見交換会を開催（～12月） 基本方針へのパブリックコメントを実施
平成17年12月	京都市の最終方針を決定
平成18年2月	市議会へ条例改正案を提出
平成18年4月	指定袋制導入について、チラシの全戸配布、テレビ・ラジオ・ポスター等を通じたPR活動（～9月）
平成18年9月	「お試し用指定袋」、「ごみ辞典」全戸配布
平成18年10月	有料指定袋制の導入

※「家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入に向けた基本方針」から

● 有料化の対象範囲



● 料金設定の考え方



※ 「指定袋制導入の具体的なあり方」（答申）資料篇から

● 手数料徴収方式と袋の種類

○ 徴収方法：有料指定袋

種 類		透 明 度	容 量	価 格
定 期 収 集 ご み		半 透 明	45ℓ	45円／袋
			30ℓ	30円／袋
			10ℓ	10円／袋
			5ℓ	5円／袋
資 源 ご み	缶・びん・ペットボトル、 プラスチック製容器包装	透 明	45ℓ	22円／袋
			30ℓ	15円／袋
			20ℓ	10円／袋

注1：資源ごみである小型金属類については、透明な袋であれば指定しません。

2： 部分は「基本方針」からの変更点です。

ごみ出しは

京都市家庭ごみ収集用指定袋で

京都市では有料指定袋制を導入しています。

(平成18年10月～)

指定袋は、燃やすごみ用と資源ごみ用の2種類があります。

■ 有料指定袋制とは？

市民の皆さんがごみを出される際、市指定の有料指定袋を使っていただく制度です。



燃やすごみを出す際は
この黄色い袋を使ってね！
45、30、20、10、5リットルの
5種類の袋があるよ

「缶・びん・ペットボトル」、
「プラスチック製の「容器」と「包装」」
はこの透明な袋を使ってね！
45、30、20、10リットルの
4種類の袋があるよ



- ① 京都市の指定袋以外では出せません。指定袋以外で出されたごみに対しては、警告シールを貼り、収集しません。
- ② 燃やすごみの袋には、表記が「家庭ごみ用」(旧表示)のものがありますが、「燃やすごみ用」としてお使いいただけます。



■ 京都市家庭ごみ収集用指定袋の価格

容量 種類	45 リットル	30 リットル	20 リットル	10 リットル	5 リットル
燃やすごみ用 (旧表示「家庭ごみ用」) 10枚1セットで販売	450円/1セット (45円/1枚)	300円/1セット (30円/1枚)	200円/1セット (20円/1枚)	100円/1セット (10円/1枚)	50円/1セット (5円/1枚)
資源ごみ用 5枚1セットで販売	110円/1セット (22円/1枚)	75円/1セット (15円/1枚)	50円/1セット (10円/1枚)	25円/1セット (5円/1枚)	

※消費税は袋の価格に含まれています

指定袋は、小売店、スーパー、コンビニエンスストアなどで購入できます。

マンションにお住まいの方(民間業者が収集している場合)

➡ P25～26
をご覧ください

市内には毎日の収集や夜間の収集が必要等の理由で、民間業者がごみを収集するマンション等があります。この場合、京都市収集のルールと異なりますので、必ずお住まいのマンションの管理者等にご確認ください。

ルールはしっかり
確認しておいてね！



09

● 袋販売店

○ 小売店、スーパー、コンビニエンスストア、自治会等の地域団体等にて販売

5 募集対象

(1) 小売店

生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に売ることを業とするもの

例：百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、その他の小売店

(2) その他

① 近隣に小売店がない地域における自治会等の地域団体が地域住民に販売する場合

② 地域活動に役立てるため、自治会等の地域団体等が、その構成員に販売する場合

例：自治会、地域女性会、体育振興会、保健協議会、マンション管理組合、NPO法人等

指定袋の販売に関しましては、地方税の課税対象となり、また、国税の課税対象となる場合がありますので、最寄の税務署にご確認ください。

● 収支概要と財源活用

有料化財源活用事業の予算、決算額の推移

予算・決算の推移

(単位:千円)

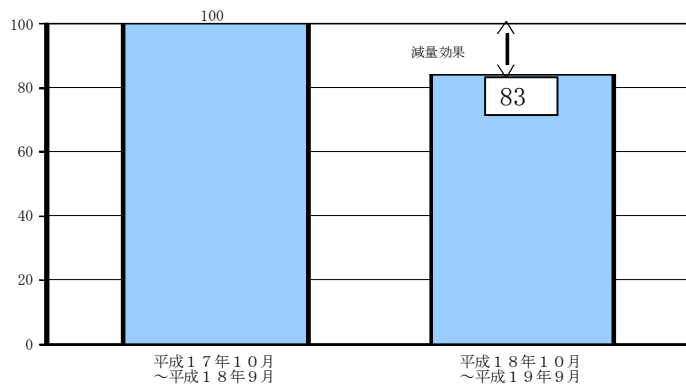
項 目	18 年度決算	19 年度決算	20 年度決算	21 年度予算	22 年度予算
処理手数料収入 (A)	1,081,048	2,170,256	1,916,913	1,965,400	1,874,200
有料指定袋制導入必要経費 (B)	566,058	1,168,589	966,482	764,700	907,100
財源活用額 (A) - (B)	514,990	1,001,667	950,431	1,200,700	967,100

財源活用事業(一例)

(単位:千円)

項 目	主な事業概要	18 年度決算	19 年度決算	20 年度決算	21 年度予算	22 年度予算	現 状 等																		
① ごみ減量・リサイクルの推進																									
ごみ減量普及啓発等	・ごみ減量、分別リサイクルや適正排出に関する啓発 ・総合環境情報誌の作成 ・環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」 ・小型家電リサイクルモデル事業	62,846	56,799	10,214	23,300	63,600	○ エコバスツアー開催状況 <table><tr><th>年度</th><th>回数</th><th>参加人数</th></tr><tr><td>20</td><td>22 回</td><td>409 人</td></tr><tr><td>21</td><td>53 回</td><td>1,109 人</td></tr></table> ※20 年 11 月下旬から事業を実施	年度	回数	参加人数	20	22 回	409 人	21	53 回	1,109 人									
年度	回数	参加人数																							
20	22 回	409 人																							
21	53 回	1,109 人																							
みんなのエコナビゲーター	・市民公募によるボランティアとともに環境保全に関する取組を推進	-	-	-	3,300	2,600	○ 委嘱者数(21 年度末) 32 名																		
ごみ減量推進会議の活動支援	・地域ごみ減量推進会議の活動支援 ・2R 型エコタウン構築事業 ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を重視した事業展開の普及促進 など	15,289	50,276	43,400	39,200	35,600	○ 地域ごみ減の拡大状況 <table><tr><th>年月</th><th>団体数</th></tr><tr><td>17 年 12 月</td><td>75 団体</td></tr><tr><td>22 年 3 月</td><td>132 団体</td></tr></table>	年月	団体数	17 年 12 月	75 団体	22 年 3 月	132 団体												
年月	団体数																								
17 年 12 月	75 団体																								
22 年 3 月	132 団体																								
京(みやこ)の環境みらい創生事業	・「低炭素社会」、「循環型社会」の構築に向けた先進的な取組を支援し、最長 3 年にわたり総額 1000 万円を上限に助成金を交付	-	12,742	31,457	33,000	34,500	○ 事業実績 <table><tr><th>年度</th><th>応募数</th><th>採択数</th></tr><tr><td>19</td><td>14</td><td>4</td></tr><tr><td>20</td><td>5</td><td>2</td></tr><tr><td>21</td><td>28</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>47</td><td>10</td></tr></table>	年度	応募数	採択数	19	14	4	20	5	2	21	28	4	計	47	10			
年度	応募数	採択数																							
19	14	4																							
20	5	2																							
21	28	4																							
計	47	10																							
各区環境パートナーシップ事業	・市民団体等が区役所と協働して実施する、ごみ減量、低炭素化、まちの美化を目的とした取組の支援	-	12,165	13,027	11,100	11,100	○ 事業実績 <table><tr><th>年度</th><th>件数</th></tr><tr><td>19 年度</td><td>53 事業</td></tr><tr><td>20 年度</td><td>39 事業</td></tr><tr><td>21 年度</td><td>43 事業</td></tr><tr><td>計</td><td>135 事業</td></tr></table>	年度	件数	19 年度	53 事業	20 年度	39 事業	21 年度	43 事業	計	135 事業								
年度	件数																								
19 年度	53 事業																								
20 年度	39 事業																								
21 年度	43 事業																								
計	135 事業																								
不用品リサイクル情報案内システム運用	・家庭で使用しなくなった家具等の不用品を処分するのではなく、再使用するというリユースの機会を広く市民に提供するため、電話・FAX・インターネットで登録や検索ができるシステムを運用している。システムの PR 活動を強化し、利用者の拡大を図る。	-	1,585	3,373	3,700	3,600	○ 運用状況 <table><tr><th>年度</th><th>アクセス数</th><th>成立件数</th></tr><tr><td>17</td><td>23,256</td><td>62</td></tr><tr><td>18</td><td>28,812</td><td>107</td></tr><tr><td>19</td><td>13,463</td><td>24</td></tr><tr><td>20</td><td>18,189</td><td>132</td></tr><tr><td>21</td><td>17,198</td><td>98</td></tr></table>	年度	アクセス数	成立件数	17	23,256	62	18	28,812	107	19	13,463	24	20	18,189	132	21	17,198	98
年度	アクセス数	成立件数																							
17	23,256	62																							
18	28,812	107																							
19	13,463	24																							
20	18,189	132																							
21	17,198	98																							

● 減量効果



導入1年後（平成18年10月～平成19年9月）の家庭ごみ量は前年比で約17%減少した。缶・びん・ペットボトルも約21%減少した。

1 家庭ごみ

2 缶・びん・ペットボトル

	10月～3月	4月～9月	合 計
18年度～19年度	116,491t	119,524t	236,015t
17年度～18年度	136,461t	146,169t	282,630t
対前年度比	△14.6% (△19,970t)	△18.2% (△26,645t)	△16.5% (△46,615t)

	10月～3月	4月～9月	合 計
18年度～19年度	6,685t	7,484t	14,169t
17年度～18年度	8,438t	9,484t	17,922t
対前年度比	△20.8% (△1,753t)	△21.1% (△2,000t)	△20.9% (△3,753t)

※対前年度比：前年同月のごみ量との比較（以下同じ）

● 配慮事項・減免措置

○減免対象世帯

京都市家庭ごみ有料指定袋制実施に伴う福祉対策事務取扱要綱

- ①新生児
 - ②高齢者（介護保険の要介護4又は5の認定を受けた65歳以上の市民税非課税世帯に属する在宅高齢者）
 - ③障害のある市民（紙おむつ利用者）
 - ④在宅で腹膜透析を実施している市民
- （①…30ℓ袋40枚、②～④…30ℓ袋60枚を無料配布）

【事例2】 泉大津市（平成22年12月1日導入）

人口 7万8千人
世帯数 3万1千世帯

（平成22年国勢調査人口）

● 導入目的

ごみ減量・リサイクルの推進

費用負担の公平性の確保

● 導入までの経緯

泉大津市は、和泉市、高石市の3市で泉北環境施設組合にて共同でごみ処理をしているが、クリーンセンターによる焼却処理費用は4割が均等割、6割が排出量割で、ごみを減量すれば費用負担が軽減される。また、泉大津市は他の2市に比べごみ排出量が多かったことから、有料制を導入し、ごみ減量推進を図ることとした。

● 有料化の対象範囲

燃えるごみ

※ 資源ごみは半透明袋で排出

● 料金設定の考え方

単純従量制

1 ㍻あたり 1 円

● 導入までのPR

広報誌による市民へのPR

お試し袋の配布

一般家庭ごみ有料化説明会
開催（平成22年5月）

● 手数料徴収方式と袋の種類

○ 徴収方法：有料指定袋方式

平成22年12月1日から家庭から出る「可燃ごみ」の収集が有料の指定袋制になります。

【泉大津市指定袋（可燃ごみ専用袋）】 緑色

種類	単価	販売額（枚数）
15 ㍻袋	15 円(1 枚)	150 円(10 枚入り)
30 ㍻袋	30 円(1 枚)	300 円(10 枚入り)
45 ㍻袋	45 円(1 枚)	450 円(10 枚入り)



● 袋販売店

○ 小売店、スーパー、コンビニエンスストアにて販売

● 収支概要と財源活用

平成23年度 家庭系可燃ごみ有料化の収支概要

平成23年度家庭系可燃ごみ有料化の収支概要がまとまりましたので、お知らせします。

【歳入】一般家庭ごみ収集手数料(指定ごみ袋の収入)

45ℓ袋(1,437,000枚)	64,665,000 円
30ℓ袋(1,223,500枚)	36,705,000 円
15ℓ袋(710,500枚)	10,657,500 円
合計	112,027,500 円

【地域環境基金積立金】

歳入－歳出	80,972,125 円
運用利子等	2,500 円
合計	80,974,625 円

【地域環境基金繰入金】

	63,961,951 円
--	--------------

【歳出】指定袋等作製経費

指定袋製造工場視察	9,000 円
消耗品(指定袋作製経費)	19,371,800 円
消耗品(事務用消耗品)	19,050 円
減量・分別チラシ作製経費	58,800 円
指定袋管理搬送委託料	3,754,800 円
手数料徴収集事務委託料	7,841,925 円
合 計	31,055,375 円



【地域環境基金の主な事業内容】

平成23年度は、地域環境基金活用事業として、21事業を実施しました。主なものをご紹介します。

◎ 資源循環型システムモデル事業

条南幼稚園、戎幼稚園の保護者に生ごみ処理機を利用してもらい、家庭から出た生ごみをチップ化し、その堆肥を本市の友好都市である日高川町の農家で肥料として使用し、畑でとれた野菜を収穫し、食するという循環型システムモデル事業を実施しました。
(台風の影響で収穫祭は実施されませんでしたが、協力農家より、デコポン、プチトマトが2園の園児に届けられました。)

◎ 緑のカーテン推進事業

市内公立幼稚園(8園)及び市役所庁舎西玄関前にゴーヤを植え、環境にやさしい緑のカーテンを設置しました。自然のカーテンを設置することにより、夏の暑さを効果的に遮ってくれました。

◎ エコクッキング事業

生ごみの出ない環境にやさしいお料理教室を実施しました。(実施日 11月18日、12月14日、2月2日)
省エネの講義、エコクッキングの調理実習、試食会に加え、最後は各班で「生ごみの量」対決を実施しました。

◎ レジ袋削減推進事業

ダイエー泉大津店と連携し、レジ袋を1回断るとスタンプを1個押印し、20個たまればエコバッグと交換するモデル事業を実施しました。

地域環境基金は、
市民の皆さんからいただいた指定ごみ袋の収益を積み立て
たもので、「ごみの減量・分別」、「環境教育の推進」「低炭素
社会の実現」等の環境施策などに活用しています。
「こんな事業に使ってほしい。」
など市民の皆さんからのアイデアを随時募集しています。



詳しくは、環境課まで

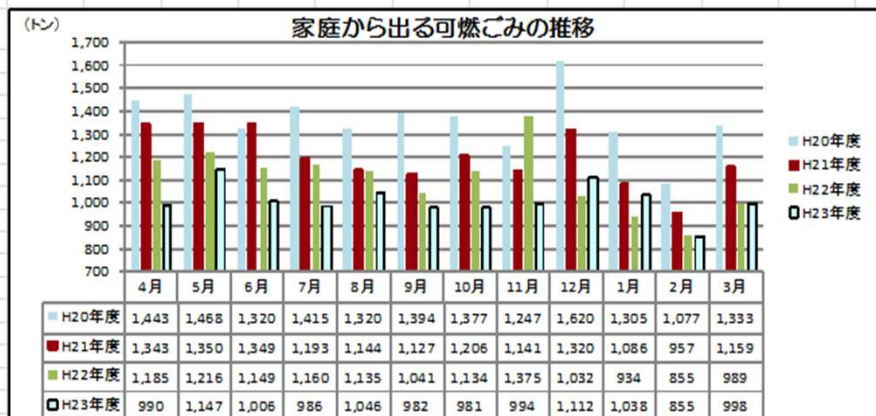
【出典：泉大津市ホームページ】

● 減量効果

家庭から出る可燃ごみの推移(H20年度－H23年度)

家庭から出る可燃ごみの推移(H20年度－H23年度)																
															(単位:トン)	
項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均	
搬入量	H20年度	1,443	1,468	1,320	1,415	1,320	1,394	1,377	1,247	1,620	1,305	1,077	1,333	16,321	1,360	
	H21年度	1,343	1,350	1,349	1,193	1,144	1,127	1,206	1,141	1,320	1,086	957	1,159	14,374	1,198	
	H22年度	1,185	1,216	1,149	1,160	1,135	1,041	1,134	1,375	1,032	934	855	989	13,203	1,100	
	H23年度	990	1,147	1,006	986	1,046	982	981	994	1,112	1,038	855	998	12,134	1,011	
H20年度と平成23年度の比較増減率(%)		-31%	-22%	-24%	-30%	-21%	-30%	-29%	-20%	-31%	-20%	-21%	-25%		-25.7%	

※平成22年12月より有料化を実施



平成21年度の可燃ごみ量に対する23年度の可燃ごみ量(22年12月有料化導入)の比較では約16%(平成20年度との比較では約26%)減少した。

● 配慮事項・減免措置

○ 減免対象世帯

おむつを使用する子育て世帯や介護をしている世帯のおむつやストーマ用装具は従来の透明又は半透明袋で排出されれば無料収集

2. 超過量有料制を導入した自治体

【事例3】 箕面市（平成15年10月導入）

人口 13万人
世帯数 5万4千世帯

（平成22年国勢調査人口）

● 導入目的

ごみの減量・資源化への意識付け

ごみ量に応じた公平負担の確立

● 有料化の対象範囲

燃えるごみ

燃えないごみ

一定量を超える排出で有料

※空き缶・空き瓶は裸で別々のかご型容器に入れて排出（無料）

● 料金設定の考え方

超過従量制

- ・燃えるごみ専用袋は一定枚数を無料配布し、その中で収まるようにごみを減らした場合は、燃えるごみは無料で排出できる制度
- ・燃えるごみ専用袋の無料配布枚数は、有料化前の市民一人あたりのごみ排出量から1割の減量を目指した量に設定
- ・超過量に相当するごみ袋は、実際にかかる処理経費の半分程度を目安に価格を設定

● 導入までのPR

広報誌による市民へのPR

● 手数料

燃えるごみ

毎年8月の初旬に、「燃えるごみ専用袋引換券」（はがき）を郵送。この引換券をスーパー、コンビニ等の「指定ごみ袋等取扱店」に持参して、燃えるごみ専用袋と引き換える。

世帯人数	無料配布の総容量	引き換えの例
1人	1600リットル	小袋だけならば80枚
2人	2400リットル	小袋だけならば120枚
3人	3600リットル	大袋だけならば120枚
4人	4200リットル	大袋だけならば140枚
5人	4800リットル	大袋だけならば160枚

燃えないごみ

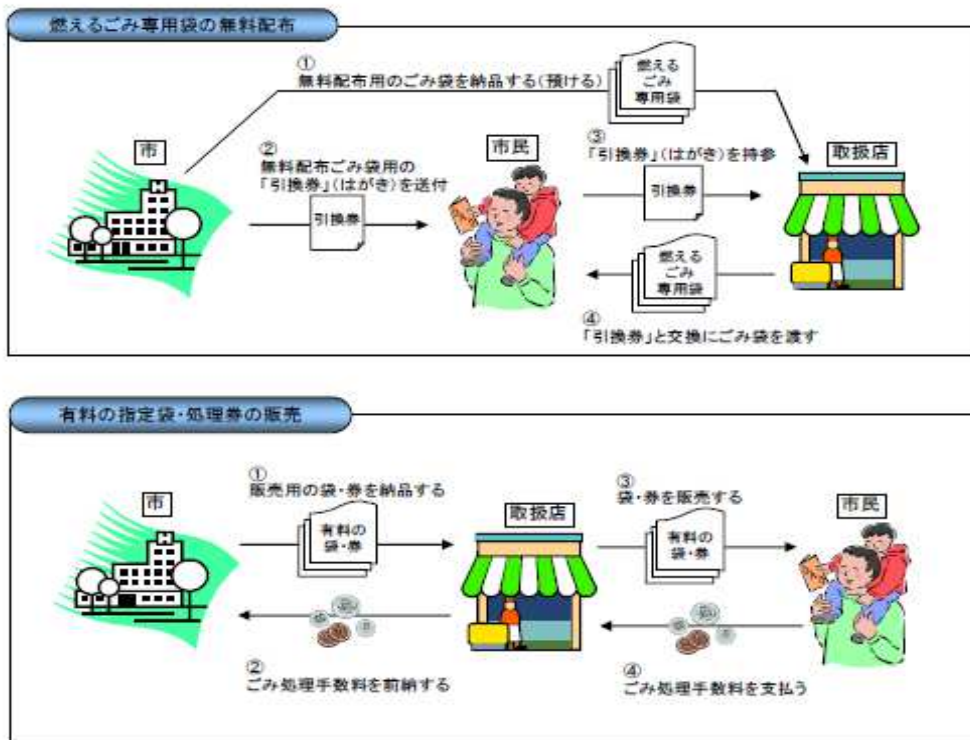
1枚目から有料で無料配布はない。

袋の価格

種類	容量	販売単位	販売価格
燃えるごみ専用袋	20リットル袋	10枚1組	400円
	30リットル袋	10枚1組	600円
燃えないごみ専用袋	20リットル袋	5枚1組	500円
	30リットル袋	5枚1組	750円

● 指定袋取扱店の役割

取扱店は、燃えるごみ専用袋の無料配布を行うと共に、有料の袋や処理券の販売し、市民が市に納付する手数料を市の代理で受領します。



※ 市は、取扱店に対して、これらの業務に係る「業務委託料」を支払います。

● 排出及び収集方法

○戸別収集

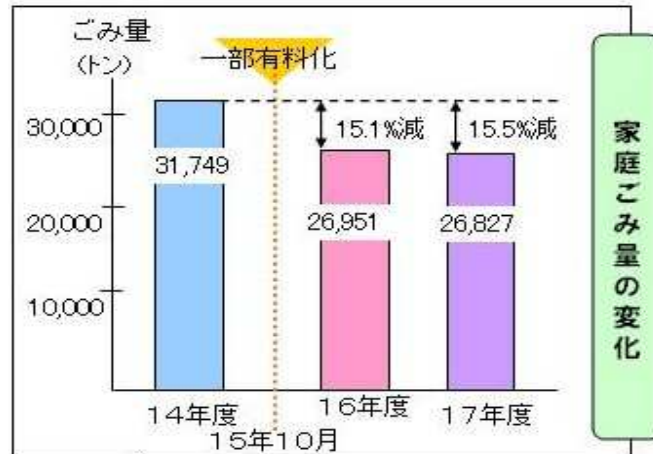
- ・燃えるごみは指定袋に入れて排出
- ・燃えないごみは指定袋に入れて排出
- ・空き缶・空き瓶は裸で別々のかご型容器に入れて排出(無料)
- ・スプレー缶・カセット式ガスボンベ(無料)
- ・乾電池・蛍光管は透明な袋に入れて排出(無料)

○古紙等

- ・古紙は集団回収又は市のキャラバン回収(公園等での移動式拠点回収)
- ・ペットボトルは拠点回収

● 減量効果

○家庭ごみは制度導入後、約15%減量



● 配慮事項・減免措置

○燃えるごみ専用袋の福祉加算・乳幼児加算

減量努力の及ばない下記の場合において、通常の家帯の人数に応じた、燃えるごみ専用袋の無料配布に加え、

一定枚数の燃えるごみ専用袋を無料で加算配布。

- ・乳幼児加算：箕面市に住民登録または外国人登録をしている3歳に達するまでの子どものいる世帯（1人あたり30リットル袋60枚/年）
- ・福祉加算：以下の要件をすべて満たす方のいる世帯（1人あたり30リットル袋100枚/年）
 - ① 65歳以上の方、または65歳未満で障害者手帳1級・2級を所持している方
 - ② 在宅で常時紙おむつを使用し、家庭廃棄物として使用している方
 - ③ 申請時に箕面市に住民登録または外国人登録している方

3. 指定ごみ袋の無料配布を廃止した自治体

市が推奨する指定袋へ移行した自治体

自治体が指定する規格（印刷内容・大きさ・色・透明度等）に基づき作成された市販のごみ袋を購入してもらい排出する仕組み。袋の作成・流通・管理を自治体が直接行わないため、指定袋を無料配布する自治体にとっては作成・管理費等の歳出の削減につながるが、あまり大きな減量効果は得られない

【事例4】 豊中市 ～平成16年4月から～

平成16年4月から、市無料配布のごみ袋から市規格設定・自由販売型（ごみ処理料金の上乗せ無しで市の規格に合ったごみ袋を作成し、市内で自由に販売する制度）の指定ごみ袋制へ移行

指定ごみ袋制について

- 平成16年(2004年)4月から、ごみの分別をさらに徹底していくため指定ごみ袋制を実施
 - ＊指定ごみ袋はスーパー、生活協同組合、ホームセンター、酒販店、コンビニエンスストア、薬局などの小売店で、販売されています。(注1)
 - ＊ごみ袋の大きさは、大(45リットル)、中(30リットル)、小(15リットル)、ミニ(10リットル)の4種類あります。
 - ＊ごみ収集日に、決められた場所に、市の指定ごみ袋に入れて出してください。(注2)
- 市の指定ごみ袋以外は収集いたしません。

(注1) 販売されるごみ袋について

- 市指定ごみ袋には、市の規格に合格しているものとして、承認番号(製造業者ごとに番号がことなります)が印刷されています。
- ごみ袋の製造業者や販売店によって、多少の販売価格の差があります。
- ごみ袋の代金には、ごみの収集運搬・処理経費は含まれておりません。

豊中市が指定するごみ袋
(指定袋作成の仕様書より)



【出典: 豊中市ホームページ】

【事例5】 長崎市 ～平成14年2月から～

●平成14年1月末に無料配布制度（昭和41年から実施）を廃止し、市規格設定・自由販売型の指定ごみ袋制へ移行

2. 指定袋の種類と価格と販売場所

	指定袋の種類 (色は、分別ごとに赤・青・黄・緑の4色です)		価格	販売場所
家庭用 (家庭生活から出たごみを入れてください)	大	・手提げ付き ・手提げなし 	お店が決めた 値段 (おおむね1枚あたり6円～10円)	お近くのスーパーやコンビニなどの小売店
	小	・手提げ付き 		

【出典：長崎市ホームページ】

市販の半透明袋へ移行した自治体

【事例6】 吹田市 ～平成24年10月から～

●市の指定袋（不足した場合は半透明袋で代替可能）をこれまでは年間80枚を自治会経由にて、無料で市民に配布していたが、平成24年9月末で無料配布を廃止（過去40年間実施）。合わせて「ごみ分別排出啓発事業」（ごみ袋の配布、分別の徹底、ごみ集積場の維持管理、分別排出用コンテナの保管管理等の名目で自治会に報奨金70円/世帯/年の報奨金を交付 ※ごみ袋配布が主目的）も廃止。

■ ごみ袋の無料配布

ごみ袋の無料配布の終了について、ご案内します。

一般家庭の燃焼用ごみ袋は、平成24年度前期分の配布をもって廃止しました。なお、本庁・各出張所・市民サービスコーナー等の窓口での配布につきましては、9月末で終了しました。今後は市販の無色半透明の袋を使用していただきますようよろしくお願いします。
詳しくは、環境部資源循環室事業課(直通電話06-6832-0026)へお問い合わせください。

【出典：吹田市ホームページ】

3 家庭ごみの有料化と自治会の関係

有料化実施後も、無料指定袋を自治会を通じて配布している自治体

単純従量制

【事例7】 斑鳩町（奈良県） ～平成12年10月より有料化～

●有料化されている可燃ごみ、不燃ごみ以外の無料収集である「その他プラスチック類」「びん・缶」「ペットボトル」の回収袋を自治会経由で配布

可燃・不燃ごみ ⇒有料

可燃	大袋	45円
	中袋	30円
	小袋	20円
不燃	大袋	65円
	中袋	40円

資源物 ⇒町会を通じた指定回収袋の無料配布
(広報等による配付の周知)

その他プラスチック類	1世帯年間100枚まで
瓶類・缶類	1世帯年間30枚まで
ペットボトル	1世帯年間30枚まで

可燃ごみ 週2回収集(祝日収集します)

台所ごみ

残飯、茶から、料理くず、卵の殻、貝殻等の生ごみ

紙くず

ちり紙、紙おむつ、古紙回収できない紙くずなど

木くず

剪定した木の枝(長さ50cm以内、太さ3cmに切る、鉛筆、削りくずなど)

草類

雑草、落ち葉、枯葉など

出し方

町指定可燃ごみ袋(オレンジの字)に入れて、氏名を記入して出す
*袋の口は必ずしばってください。

出すときに注意!

- ・生ごみは、よく水を切ってから袋に入れてください。
- ・紙おむつは便を取り除いてから袋に入れてください。
- ・草類などはよく土を落とし、乾かしてから袋に入れてください。

収集回数

週2回

ごみ処理手数料

大袋 45円 中袋 30円 小袋 20円
*指定袋を購入し、ごみ処理手数料を支払います。



不燃ごみ 月1回収集

金属類

鍋などの台所用品、おもちゃなど

陶磁器類

茶わん、皿、植木鉢、花瓶など

ガラス類

コップ、灰皿、板ガラスの破片、電球など

皮・ゴム・布類

革靴、運動靴、長靴、カバン、資源物にならない衣類など

出し方

町指定不燃ごみ袋(黒の字)に入れて、氏名を記入して出す

出すときに注意!

- ・刃物や替え刃、ガラス等危険なもの、厚紙に包んでから袋に入れてください。
- ・電球などは紙に包んでから袋に入れてください。
- ・空き缶など、資源物は混ぜないようお願いいたします。

収集回数

月1回

ごみ処理手数料

大袋 65円 中袋 40円
*指定袋を購入し、ごみ処理手数料を支払います。



ごみの分け方・出し方

その他プラスチック類 週1回収集

台所ごみ

卵のパック、豆腐の容器、冷凍食品の容器や袋、インスタント類の容器、ケチャップやマヨネーズの容器、ラップ、その他食品の空き袋、ナイロン製品など

プラスチック類

ポリ袋、発砲スチロール、洗剤・シャンプーの容器、ペットボトル以外のプラスチック容器、ナイロン製品など

出し方

町指定資源物回収袋(赤色の字)に入れて、氏名を記入して出す
*指定袋は自治会を通じて配布します
*自治会未加入の方は広報等で配布方法をお知らせします(1世帯年間100枚まで)



ごみの分け方・出し方

資源物(ペットボトル) 月2回収集

飲料用のペットボトル

ジュース、お茶やウーロン茶、ミネラルウォーターなど

酒類用ペットボトル

焼酎、日本酒など

調味料用ペットボトル

しょうゆ、みりんなど

ペットボトルは化学繊維等に生まれ変わります

出し方

町指定資源物回収袋(青色の字)に入れて、氏名を記入して出す
*指定袋は、毎年3月頃に自治会を通じて配布します。
*自治会未加入の方は広報等で配布方法をお知らせします。(1世帯30枚まで)



ごみの分け方・出し方

資源物(ビン類・缶類) 月2回収集

飲料ビン

栄養ドリンクのビン、ジュースのビン、酒のビン、ビールのビン、ウイスキーのビンなど

調味ビン

しょうゆのビン、酢のビン、食塩のビン、醤油のビン、その他調味料のビンなど

薬ビン

かぜ薬、胃腸薬、栄養剤のビンなど

その他のビン

ジャムのビン、海苔、ふりかけのビン、インスタントコーヒーのビン、化粧品などのビン

缶類

スチール缶、アルミ缶

ビン類は再びビンに生まれ変わります。

スチール缶は建設資材等に、アルミ缶は再び缶に生まれ変わります。

出し方

町指定資源物回収袋(緑色の字)に入れて、氏名を記入して出す
*指定袋は、毎年3月頃に自治会を通じて配布します。
*自治会未加入の方は広報等で配布方法をお知らせします。(1世帯30枚まで)



【出典:斑鳩町ホームページ】

【事例8】 大飯町（福井県）

●有料化されている可燃ごみ、不燃ごみ以外の無料収集である「プラスチック製容器包装」「びん」等の資源の回収袋を自治会経由で配布（但し、配付枚数を超える資源物の袋については有料）

燃えるごみ・不燃物 ⇒有料

燃える ごみ	45ℓ 30ℓ	20円 15円
不燃物		20円

資源物 ⇒町会を通じた無料配布
(広報等による配付の周知)

空き缶用	1世帯につき12枚
空き瓶用3種類	1世帯につき各3枚
ペットボトル	1世帯につき6枚
プラスチック製 容器包装用	1世帯につき12枚

※上記の使用量を超える場合は有料:1枚20円

ゴミ袋の有料化について

6月3日 18時19分 おおい町生活環境課

町指定のごみ袋については、1枚当たり20円となっておりますが、この料金は、町の条例に定めるところによりまして、ごみ収集運搬に係る手数料としていただいているものです。

これまで町では、原子力広報用として全種類のごみ袋を無料配布しておりましたが、平成18年度をもってごみ袋による広報をしないことに決定し、昨年度からは、リサイクル推進を図るため、資源ごみの町指定ごみ袋を無料で配布しております。

配布枚数は、各世帯に空き缶用12枚、空き瓶用3種類各6枚、ペットボトル用6枚、プラスチック製容器包装用12枚です。それぞれのご家庭の状況により使用される枚数が違うかと思うので、これ以上必要な場合は、町指定ごみ袋取扱店または役場生活環境課、名田庄総合事務所にてお問い合わせください。(各種類10枚入り200円)

なお、町指定でないごみ袋で出されますと、手数料としての納付がないため、収集しておりません。「ごみの分け方と出し方」をご確認のうえ、ごみ収集にご協力をお願いします。

【出典:大飯町ホームページ】

超過量有料制

【事例9】 碧南市（愛知県）

●「燃やすことのできるごみ」以外は資源の20品目の分別排出（拠点方式）を実施している。「燃やすことのできるごみ」は年間120枚まで無料でそれを超えた場合45ℓ100円/枚。資源の回収拠点は自治会により管理されており、市から資源ごみ回収奨励金が自治会に支払われている。

●町会未加入者にはごみ袋の引き換え券を郵送し、市役所に来庁してもらった上で券と引き換えにごみ袋を配布

燃やすことのできるごみ

生ごみ(料理くず、残飯等)・ビニール・ラップ・ゴム・再生のきかない紙くずや布くず、革製品(くつ、かばん、ベルト等)・小枝・草・紙オムツなど

- 当日の朝8時30分までに、必ず指定袋に入れて、決められた道路に出してましょ。
- 碧南市指定の収集袋は、町内会を通して配布しております。町内会に入りましょ。
- 指定袋は、寝たきり老人等を在宅介護している世帯、8人以上の世帯、2才未満の子がいる世帯に対し加算配布する制度があります。
- 一時的にごみが多量にでる場合(引越し・法事・庭木剪定・草刈など)は、直接クリーンセンター衣浦に搬入して下さい。その場合、袋は市指定袋でなくても搬入することができます。

【出典:碧南市ホームページ】

【事例10】 草津市（滋賀県）

特徴

●草津市は古くからプラスチック類を分別するなど細分別収集（10分類）を導入するとともに超過量有料制を導入し、無料扱いの指定袋を自治会経由で配布していた。平成24年度からは指定袋の現物配布から無料引換券方式に変更し、無料配布枚数の見直しも実施している。超過した場合は1枚110円で購入することになる。

草津市の引換券方式の仕組み

◎ ごみ袋の配布枚数が変わります！

無料配布枚数が、現在の146枚／年から135枚／年に減ります。
各ご家庭で工夫していただき、ごみの減量に努めてください。

指定袋の種類	現在の配布枚数	変更後の配布枚数		
普通ごみ類	104枚	}		
プラスチック類	30枚			
ペットボトル類	12枚			
合 計	146枚		→	135枚

※ ただし、袋の種類は自由に選択できます。

◎ ごみ袋の配布方法が変わります！

- 指定袋の現物配布に代えて、町内会を通して無料引換券を配布します。
- ごみ袋は取扱店（量販店・個人商店・コンビニエンスストアなど）で交換してください。
- 無料引換券の枚数内で足りなくなった場合は、これまでどおり110円／枚で購入していただけます。
- 現在使用されている袋が残っている場合は、引き続き使用できます。

ごみ袋交換の流れ

市役所

引換券

町内会

引換券

取扱店

草津市指定ごみ袋引換券 5枚券
（必要とされるごみ袋に、✓を入れてください。）

☐ 焼却ごみ類用
☐ プラスチック製容器類用
☐ ペットボトル類用

引換期間：平成24年9月30日まで 草津市長 印

引換券

↑ ↓

指定袋

取扱店
（取扱店の一覧は、後日お知らせします）

◎ 必要な時期に必要なごみ袋と引き換えてください

ごみの減量化・資源化を進めるために、

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先

草津市ごみ減量推進課 Tel: 077-561-2346 Fax: 077-561-2479
 （1階15番窓口） e-mail: genryo@city.kusatsu.lg.jp

【出典：草津市ホームページ】